

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第28号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次」を「被保険者が、次」に改め、「該当する」の次に「ときは、その」を加え、同条第1号中「被保険者が」を削り、同条第2号中「が」を「を」に改める。

附則第2項中「第5号」を「第6号」に、「未滿の者に限る」を「以上の者（以下「上位所得者」という。）を除く」に、「平成31年度分」を「令和2年度分（第7号に掲げるものにあつては、令和2年4月分から同年9月分まで）の」に改め、同項第1号中「、居住制限区域及び避難指示解除準備区域」を削り、同項に次の2号を加える。

(6) 令和元年度に指定が解除された居住制限区域等及び避難指示解除準備区域等に住所を有していた者

(7) 令和元年度に指定が解除された居住制限区域等及び避難指示解除準備区域等に住所を有していた上位所得者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の附則第2項の規定は、令和2年度分（東日本大震災により被災した納付義務者であつて、附則第2項第7号に掲げるものにあつては、令和2年4月分から同年9月分まで）の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。